

和光市駅南口自転車駐車場管理運営業務委託事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 和光市駅南口自転車駐車場の運営を委託する事業者（以下「事業者」という。）を公平かつ適正に選定するため、和光市駅南口自転車駐車場管理運営業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、事業者を選定し、その結果を市長に報告するものとする。

(組織等)

第3条 委員会は、委員5人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもってこれに充て、市長が任命する。

- (1) 建設部長
- (2) 道路安全課長
- (3) 公共交通政策室長
- (4) 政策課長
- (5) 財政課長

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、建設部長をもって充て、副委員長は、道路安全課長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(選定)

第5条 委員会は、事業者の選定に関し必要な基準を制定し、その基準に基づき公平かつ公正な選定を行うものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、建設部道路安全課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 この要綱は、第2条の規定による報告があった日限り、その効力を失う。